

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの利用料が無償化されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち



【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子どもたちの利用料が無償化されます。
 - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 食材料費は、**副食（おかず・おやつ等）を含めて保護者の負担になります。**
(注) ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと第3子以降の子供たちについては、副食の費用が免除されます。
 - 通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
 - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定等の手続きが必要です。
- 0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
 - さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。
(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園等の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、西原町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
(注) 原則、通われている幼稚園・認定こども園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、西原町にご確認ください。
- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円 までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、西原町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、西原町にご確認ください。
- 3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。
(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。
(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、県に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

障害児通園施設等を利用する子供たち

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

「保育の必要性の認定」について

幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等を利用する子どもが無償化に係る給付を受ける場合は、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。下記のとおり手続きをお願いします。

記

提出するもの： 子育てのための施設等利用給付認定申請書
(就労証明書、在学証明書、診断書、求職活動申立書等保育の必要が分かる資料を添付すること。)
※私立幼稚園等に配布予定です。

提出先：西原町役場こども課
提出期間：令和元年9月を予定

※認可保育所等を利用しており、現在、子ども子育て支援法の2号認定を受けている方は手続不要です。



問い合わせ先：西原町役場こども課
健康支援課(障がい支援係)

TEL:098-945-5311

TEL:098-945-5013(障害児通園施設等の利用)